

横浜市立瀬谷第二小学校 携帯電話取り扱いルール

小中学生の携帯電話利用では、ケータイ依存・ネットいじめ・犯罪被害・犯罪加害などの問題が生じ、大変弊害が大きい現状が報告されています。そのため、携帯電話の利用自体を避けることが子どもたちの安全という観点から望ましいことです。

本校では、文部科学省や横浜市の方針に従い、PTAと協議して「学校で守るべきこと」「家庭で責任をもつべきこと」を次のように決定しました。子どもたちを携帯電話の弊害から守るために、ご理解ご協力をお願いいたします。

「学校で守るべきこと」

- 携帯電話を学校へは持ちこまないこと。

「家庭で責任を持つべきこと」

- 家庭の判断（責任）で携帯電話を持たせる場合は児童の発達段階に応じた通話機能のみとし、Eメールを含むインターネット利用をさせないか、家庭で厳格なルール（サイトへのアクセスやメール利用について）を設けること。
- インターネットを利用する場合、児童の携帯電話には、フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）を必ず利用すること。
- インターネットを利用する場合、保護者は児童の携帯電話の利用状況（友人等との連絡がどのようにされているかなど）を把握すること。